

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県銚子市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成22年法律第102号)に基づき、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する以下の事務を行う。 ・第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・任意加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ・国民年金保険料に関する申出書、届書又は申請書等の受理 ・裁定請求書等の受理 ・法定免除の届出の受理 ・保険料の各種免除、猶予申請に係る所得情報を提供 ・年金生活者支援給付金に関する給付金支給対象候補者(年金の裁定請求書を市町村において受理する、基礎年金受給者に限る)から請求書の受理 ・日本年金機構が作成した年金生活者支援給付金受給候補者に係る所得情報を提供
③システムの名称	Acrocity 国民年金システム、行政基本システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表46、116及び128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	銚子市市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	銚子市総務課総務室政策法務班 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	銚子市市民課保険年金室国民年金班 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8956(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I. 5. ① 部署	銚子市総務市民部保険年金課	銚子市市民課保険年金室	事後	
平成30年4月1日	I. 5. ② 所属長	保険年金課長 大森 康正	市民課長 宮内 伸光	事後	
平成30年4月1日	I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	銚子市総務市民部総務課政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190(直通)	銚子市総務課総務室政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190(直通)	事後	
平成30年4月1日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	銚子市総務市民部保険年金課国民年金班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8956(直通)	銚子市市民課保険年金室国民年金班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8956(直通)	事後	
平成30年4月1日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成27年8月20日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成27年8月20日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	
平成31年1月18日	1. ①事務の名称	国民年金事務	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務	事後	
平成31年1月18日	1. ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に関する以下の事務を行う。 ・第1号被保険者の資格取得・喪失届等の受理 ・任意加入被保険者の資格取得・喪失届等の受理 ・国民年金保険料に関する申出書、届書又は申請書等の受理 ・裁定請求書等の受理 ・法定免除の届出の受理 ・所得情報提供	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成22年法律第102号)に基づき、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する以下の事務を行う。 ・第1号被保険者の資格取得・喪失届等の受理 ・任意加入被保険者の資格取得・喪失届等の受理 ・国民年金保険料に関する申出書、届書又は申請書等の受理 ・裁定請求書等の受理 ・法定免除の届出の受理 ・保険料の各種免除、猶予申請に係る所得情報を提供 ・年金生活者支援給付金に関する給付金支給対象候補者(年金の裁定請求書を市町村において受理する、基礎年金受給者に限る)から請求書の受理 ・日本年金機構が作成した年金生活者支援給付金受給候補者に係る所得情報を提供	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月18日	3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の31及び83の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の31、83及び95の項	事後	
平成31年4月1日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数が平成30年4月1日	いつ時点の計数が平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数が平成30年4月1日	いつ時点の計数が平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和6年3月15日	II. 1. 対象人数	いつ時点の計数が平成31年4月1日	いつ時点の計数が令和6年2月1日	事後	保護評価の再実施による
令和6年3月15日	II. 2. 取扱者数	いつ時点の計数が平成31年4月1日	いつ時点の計数が令和6年2月1日	事後	保護評価の再実施による
令和6年9月27日	I. 3. 個人番号の利用	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の31、83及び95の項	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表46、116及び128の項	事後	保護評価の修正による